

Stop！ハラスメント

「しない・させない・ゆるさない」 by ハラスメント防止委員会

2022.9.20

No.1

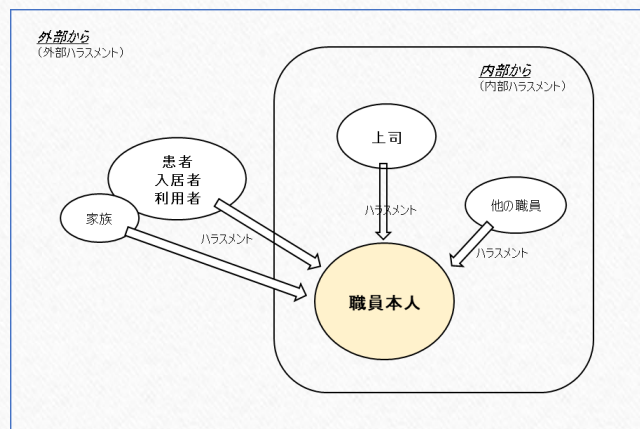
ハラスメントの定義です。（堅い話かもしれませんが、知っておくべきことです）

ハラスメントとは、相手の意に沿わない言葉や行動によって、**不快な想いをさせる「嫌がらせ行為」**です。

行為者自身にその意図があったか、なかったは関係ありません。

相手が不快に思い、傷ついたり、不利益を被ると、その行為はハラスメントになります。（対策マニュアル p.2）

主なハラスメントの種類です。（誰が、何をしたのか？という観点から整理します。もちろん、なぜ？どうして？も大切です）



(対策マニュアル p.5)

	セクハラ	暴力	暴言・罵倒	苦情・説教	その他
外部ハラ	○	○	○	○	○
内部ハラ	○	※	※	※	※
	卑猥な言動や性的嫌がらせ、身体への不必要な接触など	殴る、蹴る、物を投げつける、水をかける、唾をかけるなど	人格の否定、個人の尊厳の侵害、侮辱、名誉毀損など	人格や尊厳の否定につながるクレーム、時間的拘束を伴う	他、相手に不快感や不利益を与える人権侵害行為など

※**パワハラ** 優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動等を対象

ハラスメント防止委員会 事務局（人事部：佐藤・鷺野）

☎:080-1621-8866（鷺野） ✉:washino@kouzenkai.or.jp